

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループは、投資・運用ビジネスの分野において、「最高のプロフェッショナルであり続ける」という企業理念のもと、ゴーイングコンサーンを前提に長期的な企業成長を達成しつつ、企業価値の極大化ひいては株主への利益還元を充実させることを経営上の最優先課題と認識しております。このような観点から、当社は、より透明性の高いわかりやすい経営を実現する体制を整えるために、公開企業として会社法で規定されている意思決定の手続を行うことはもとより、取締役の相互牽制体制の整備、監査役制度の強化及び開かれた株主総会の実施による株主に対する適時適切な企業情報の公開を行い、当社の企業内容についてより深い理解を得ていただけるように取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4】

当社は、現時点で、株主総会において議決権の電子行使の採用及び招集通知の英訳を実施しておりません。今後当社の株主構成の動向に応じて、費用対効果等も勘案の上、その実施を検討いたします。

【補充原則4-1-2】

投資・運用ビジネスを中心とする当社の事業は、市場動向に大きく影響を受けること等から、現時点において中期経営計画を公表しておりませんが、今後は、株主の皆様のより一層の理解を得られるよう、成長に向けた中長期的なビジョンの公表等も検討してまいります。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、独立社外取締役を1名選任するとともに、弁護士1名を選任し、非業務執行取締役としておりますが、今後、更なるガバナンスの強化と企業価値向上を目的として、独立社外取締役の増員を検討してまいります。

【補充原則4-8-1】

当社の独立社外取締役は、取締役会において積極的に意見を述べること等を通じて、取締役及び監査役と情報交換及び認識共有を行っております。現在は、独立社外者のみを構成員とする会合は開催しておりませんが、今後、独立社外取締役が必要と判断した場合には開催いたします。

【補充原則4-11-3】

取締役会は、取締役会全体について、実効性の維持・向上のため、各取締役による自己評価等の実施により、分析・評価を実施し、当該評価結果の概要を開示していくことを予定しております。

【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は、決算説明資料等により、成長戦略及び目標を開示しておりますが、今後、具体的な実行施策等について株主の皆様に分かりやすい説明の方法を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は、いわゆる政策保有株式を保有していないため、政策保有に関する方針・基準等を策定しておりません。今後、政策保有株式を保有する場合には、中長期的な経済合理性や将来の事業展開等を踏まえ、方針・基準等を整備し、開示いたします。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、関連当事者間の取引を行う場合には、関連当事者取引管理規程及び職務権限規程に従って取締役会等の機関による承認を得ることとしております。当該取引の合理性、取引条件の妥当性については慎重に判断し、適正な取引を確保しております。なお、関連当事者間の取引の内容については、関係法令に従って有価証券報告書等に開示しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

当社は、以下のとおり情報を開示しております。

(1)当社は、「最高のプロフェッショナルであり続ける」という企業理念のもと、既存の枠にとらわれない柔軟な発想によって、お客様のあらゆるニーズに応えられる投資サービスの提供を実現していきます。

(2)当社は、透明性の高い経営を行い、コーポレートガバナンスの強化を図っております。コーポレートガバナンスの基本方針については、「1.基本的な考え方」に記載しております。

(3)当社は、取締役の報酬については、当社の業績に加え、本人の業績への貢献度及び役割等を総合的に勘案して決定しております。金銭報酬については、株主総会で決定した限度額の範囲で取締役会の決議により決定いたします。また、当社は、取締役に新株予約権の付与を行うことがあります。当該付与の詳細は、株主総会及び取締役会で決定いたします。

(4)取締役・監査役の候補は、会社経営や当社事業全般に関する理解、経験、能力等を総合的に判断し、その職務と責任を全うできると判断した人物としております。取締役候補者は、取締役会において審議のうえ、監査役候補者は、監査役会の協議・同意に基づき、取締役会にて審議のうえ、株主総会に上程しております。

(5)取締役候補者及び監査役候補者の略歴及び兼職状況等については、株主総会招集通知の参考書類に記載しております。また、社外取締役候補者及び社外監査役候補者の選任理由についても、株主総会招集通知の参考書類に記載しております。

【補充原則4-1-1】

取締役会は、法令・定款の定めにより決定すべき事項、定款に規定された事項、株主総会の決議により委任された事項、その他経営上の重要な意思決定について決議しており、当該決議事項は取締役会規程に明記しております。また当社は、職務権限規程により、業務執行に関する会議体及び各職位の決裁権限を定めております。当該内容は、法令や当社の状況等に応じて見直しを実施し、業務の効率的な運営及び責任体制の確立を図っております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する基準を基に、大株主、主要な取引先の出身者等ではなく、独立性が十分に確保されている方を選任することを方針としております。

【補充原則4-11-1】

取締役会は、取締役候補者を決定するに際し、会社経営や当社事業全般に関する理解、経験、能力等に優れた人材を年齢、性別、国籍を問わず、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスと多様性に配慮しつつ選任する方針です。また、取締役会の規模については、取締役の人数を定款で10名以内と定めており、当社の業容に応じて、取締役会として経営の監督及び迅速な意思決定を行うに当たり、必要十分な人数とする方針です。

【補充原則4-11-2】

当社は、取締役及び監査役の主な兼任状況について、株主総会招集通知及び有価証券報告書に開示しております。

【補充原則4-14-2】

当社は、取締役及び監査役に対して、期待される役割及び責務等に応じてトレーニングの機会を提供し、会社で費用負担しております。また、新任の社外取締役及び社外監査役に対しては、当社の経営方針や事業全般の説明を行い、当社の事業内容や経営課題への理解を深められるようにはじめられます。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主との建設的な対話を促進するため、次の方針を定め、取り組んでおります。

- (i) 株主との対話全般については、IR担当部署である経営企画室が中心となり、当該部門の担当役員が統括します。
- (ii) 経営企画室は、対話を補助する総務・財務経理等の社内関連部署と日常的に情報交換を実施しており、開示資料の作成に際しても協働して内容の検討を行うなど、連携を図ります。
- (iii) 当社は、機関投資家向け決算説明会を定期的に実施し、また決算説明資料等での情報提供の充実に取り組みます。
- (iv) 株主からの意見については、経営企画室が取りまとめ、適宜、経営陣にフィードバックを行います。
- (v) インサイダー情報については、社内規程に従い適切に管理し、フェアディスクロージャーを行います。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
吉原 知紀	3,658,000	50.65
有限会社エーシーアイ	393,000	5.44
堀田 佳延	250,000	3.46
株式会社SBI証券	232,200	3.21
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	200,200	2.77
日本証券金融株式会社	130,900	1.81
楽天証券株式会社	87,000	1.20
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	79,700	1.10
辻野 和孝	64,200	0.89
松井証券株式会社	60,300	0.83

支配株主(親会社を除く)の有無

吉原 知紀

親会社の有無

なし

補足説明

1. 上記大株主の状況は、2015年11月30日(直前事業年度末)現在の状況です。

2. 中谷宅雄氏から、2015年9月3日付で近畿財務局長に提出された大量保有報告書(変更報告書)により、2015年8月27日現在で下記のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として期末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、中谷宅雄氏の大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

大量保有者 中谷宅雄
保有株券等の数 株式 246,400株
株券等保有割合 3.41%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 第一部
決算期	11月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社と支配株主との取引につきましては、取引を行うこと自体に合理性があること並びに取引条件の妥当性について、取締役会等の社内意思決定機関において審議の上決定することとし、少数株主に不利益を与えないよう適切に対応いたします。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
渡辺 達郎	他の会社の出身者										

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
渡辺 達郎	○	——	金融行政及び金融業界における豊富な経験と幅広い見識に基づき、他の取締役を監督し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言が期待できるため、社外取締役に選任しております。また、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会、会計監査人及び内部監査室は、会社法及び金融商品取引法に基づく法定監査の結果報告に加え、必要な都度相互の情報交換、意見交換を行うなどの連携を通じて監査の実効性と効率性を確保するよう努めています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
土田 猛	他の会社の出身者													
齋藤 剛	税理士													
臼井 丈	その他													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
土田 猛	○	—	警視庁に長年勤めた経験と幅広い見識に基づく提言・助言により当社のコーポレート・ガバナンス強化が期待できるため、社外監査役に選任しております。また、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。
齋藤 剛	○	—	税理士としての経験・知識に基づく専門的見地からの提言・助言により当社のコーポレート・ガバナンス強化が期待できるため、社外監査役に選任しております。また、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。
臼井 丈	○	—	司法書士としての経験・知識に基づく専門的見地からの提言・助言により当社のコーポレート・ガバナンス強化が期待できるため、社外監査役に選任しております。また、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断したため、

【独立役員関係】

独立役員の人数

4名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員4名全てを独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役の業績向上に対するインセンティブを高めるとともに、当社グループ全体の企業価値向上に資することを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、子会社の取締役

該当項目に関する補足説明

業績向上に対するインセンティブを高めるとともに、当社グループ全体の企業価値向上に資することを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、報酬の個別開示は実施しておりません。取締役及び監査役の報酬は、それぞれ総額で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬については、株主総会決議により取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。各取締役及び監査役の報酬額は、取締役については取締役会の決議により決定し、監査役については監査役会の協議にて決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対しては、総務部が必要に応じてサポートを行っております。取締役会の議案に関する資料を事前に送付し、必要に応じて事前に内容の説明を行うなどしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

【取締役会】

当社の取締役会は、取締役5名(うち社外取締役1名)で構成されております。当社では月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営に関する重要事項の審議・意思決定及び業務執行状況の監督を行っております。

【経営会議】

当社では、常勤取締役等により構成される経営会議を設置しております。経営会議は、原則として週1回開催し、経営全般にかかる事項を審議しております。

【監査役会】

当社の監査役会は、監査役3名(うち社外監査役3名)で構成されており、原則として月1回開催しております。監査役会では、監査状況の確認及び協議を行うほか、内部監査室長や会計監査人とも連携し、隨時監査についての報告を求めております。また、監査役は取締役会等の重要な会議に出席し、各取締役の業務執行の適法性、妥当性に関して、公正・客観的な立場から監査を実施しております。

【内部監査室】

当社は代表取締役社長直轄の組織として、内部監査室を設置し、内部監査室長1名を配置しております。内部監査室では、当社の各部門及び子会社の監査を、内部監査規程及び年度計画に基づいて行い、会社の業務運営が法令、社内規程等に従って、適切かつ有効に執行されているかを監査しております。監査の結果については、代表取締役社長・監査役等に報告しております。

【会計監査人】

清友監査法人と監査契約を締結し、同監査法人の監査を受けております。

【責任限定契約の内容の概要】

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。取締役及び監査役の当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、意思決定に対する監視機能の強化、コンプライアンス体制の確立、内部統制システムの充実・強化を図る一方で、迅速な意思決定を行うことができる体制の確保、ステークホルダーとの良好な関係の構築を実現するため、現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	事業年度末が11月であるため、集中日を回避した株主総会の設定は可能です。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき課題として認識しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき課題として認識しております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき課題として認識しております。

2. IRに関する活動状況

補足説明		代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	株主・投資家をはじめとする全てのステークホルダーの皆様に、当社の経営方針、事業活動、財務情報等に関する情報を分かりやすく公平かつ適時適切に提供する方針です。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	必要に応じて開催を検討いたします。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期及び通期の決算発表時において、決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイト内にIRページを開設し、決算短信、有価証券報告書、会社説明資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、社会的責任と公共的使命を十分に認識し、健全な業務運営を通じて経済及び社会の発展に寄与することにより、顧客のみならず、広く社会全体からの信頼を確立することを経営の基本的な方針としております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	経営の透明性を高め、株主、投資家等をはじめとするあらゆるステークホルダーの当社に対する理解を促進し、適正な評価を得るために適時適切な情報開示に努めてまいります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会において「内部統制システム整備に関する基本方針」を次のとおり決定し、この方針に基づいて必要な体制の整備を進めております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社は、法令、定款及び企業倫理の厳格な遵守が社会的信頼の確立に不可欠であることに鑑み、企業活動の遂行において、コンプライアンスの徹底を経営の基本原則として位置付ける。

(2) 当社は、役職員にコンプライアンスの重要性を周知、徹底するため、「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、誠実かつ公正な企業活動を全うするよう指導する。

(3) 当社は、社会の秩序及び安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断し、これらの勢力に対しては組織的かつ毅然とした態度で臨む。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 当社は、「文書管理規程」を制定し、これに基づき、取締役会、経営会議その他の重要会議の議事録等(以下「取締役の職務執行に係る情報」という。)について適切に保存、管理する。

(2) 取締役及び監査役は、いつでも、取締役の職務執行に係る情報を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社は、「リスク管理規程」を制定し、継続的にリスクを把握し、リスクの顕在化の防止及びリスクが顕在化した場合の被害の拡大防止のため、全社的にリスク管理に取り組む。

(2) 当社は、「危機管理規程」を制定し、これに基づき、経営に重大な影響を与える事故、大地震、テロ等の危機が発生した場合の緊急連絡体制を整備するとともに、緊急対策本部の設置等、被害の早期復旧のために必要な体制を構築する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役会は、定例の取締役会を原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催することにより、経営上の重要事項の決定と業務執行の監督を行う。また、当社と利害関係を有しない社外取締役を選任し、職務執行の牽制機能を担う。

(2) 取締役会の下部組織として、常勤取締役等で構成される経営会議を設置し、原則として週次で開催し、取締役会が決定した経営の基本方針に基づく経営の執行にかかる事項の協議、意思決定、各取締役からの報告及び情報の共有化等を行う。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 「関係会社管理規程」を制定し、子会社における株主総会付議事項、取締役の選任その他重要事項については、当社と事前協議のうえ当社の承認を得るものとし、また、当社は、子会社から定期的に業務の状況について報告を受けることを通じて子会社業務を管理する。

(2) 当社は、当社グループ全体のリスクの把握及び管理に努める。子会社は、自らリスクへの対応を図るとともに、「リスク管理規程」に基づき、当社グループの経営に重大な影響を与えるリスクへの対応については、当社が方針を示したうえで支援する。

(3) 当社は子会社に対し、当社グループの経営の基本方針を周知するとともに、子会社の取締役等から定期的に職務の執行状況の報告を受け、各子会社の業務の特性に則した経営管理を支援する。

(4) 当社は、当社グループ全体のコンプライアンスに関する基本方針を「コンプライアンス・マニュアル」に定め、これを徹底するよう子会社に周知する。

(5) 当社は子会社に対し、定期的に内部監査室による監査を行うとともに、当該監査の結果に基づいて、子会社との間で必要な協議を行う。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項、当該使用者の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監査役がその職務を補助すべき使用者(監査役補助者)を置くことを求めたときには、取締役会でその人数及び権限等を協議の上、決定する。

(2) 監査役の職務を補助すべき使用者に係る人事評価、異動の他、当該使用者に対する取締役からの指揮命令の排除等、独立性及び当該使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項については、監査役の意向を最大限尊重し、取締役会で協議の上、決定する。

7. 監査役への報告に関する体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 当社及び当社子会社の取締役及び使用者は、法定の事項のみならず、当社及び当社グループの業務に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、法令遵守状況その他のコンプライアンス上の問題点につき、速やかに、当社若しくは当社子会社各社の担当部署を介し又は直接に当社監査役に報告する。

(2) 当社監査役は取締役会の他、各種重要会議への出席を通じて、当社及び当社子会社の取締役及び使用者に対して必要な報告を求めることが可能。

(3) 当社及び当社子会社は、コンプライアンス上の問題点について、前各号の報告したことを理由として、当該報告者に不利益な取扱いを行うことを禁止する。

8. 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(1) 当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、監査役の請求等に従い速やかに応じるものとする。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役会は、定例の監査役会を原則として毎月1回開催し、監査役間での十分な監査情報の共有及び協議の機会を確保する。

(2) 当社は、監査役が取締役との定期的な意見交換の実施等により、重要な経営課題、監査による監査の実施状況等について意見を交換し、監査が実効的に行われる体制の確保に努めるものとする。

(3) 当社は、監査役が、内部監査室及び会計監査人と連携し、定期的な意見交換の実施等により監査情報の共有を図ることができる体制をとるものとする。

(4) 取締役及び使用者は、業務及び財務の状況等に関して定期的に監査役監査を受け、監査役から依頼された議事録、稟議書その他の業務執行に関する重要文書を監査役に提出する。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

(1) 当社は、財務報告の信頼性を重視し、適正な財務情報を開示し、透明かつ健全なディスクロージャー経営を実践する。

(2) 当社は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、事実に基づく適正な財務報告を適時に開示することにより情報開示の透

明性及び公平性を確保する。

(3)当社は、財務報告に係る内部統制の役割の重要性を強く認識し、内部統制の適切な整備及び運用に努める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「コンプライアンス・マニュアル」において、反社会的勢力との関係を一切持たないという基本方針を定め、これを徹底するため「反社会的勢力排除マニュアル」を制定し、新規取引先については、外部調査機関等も用いて事前チェックを行う等、反社会的勢力の排除に向けて取り組んでおります。また、日常の情報収集や緊急時対応のため、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会へ加盟し、警察や公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター、弁護士等の外部専門機関と連携するとともに、総務部長を不当要求防止責任者とするなど、全社で反社会的勢力による不当要求に対応する体制を構築しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

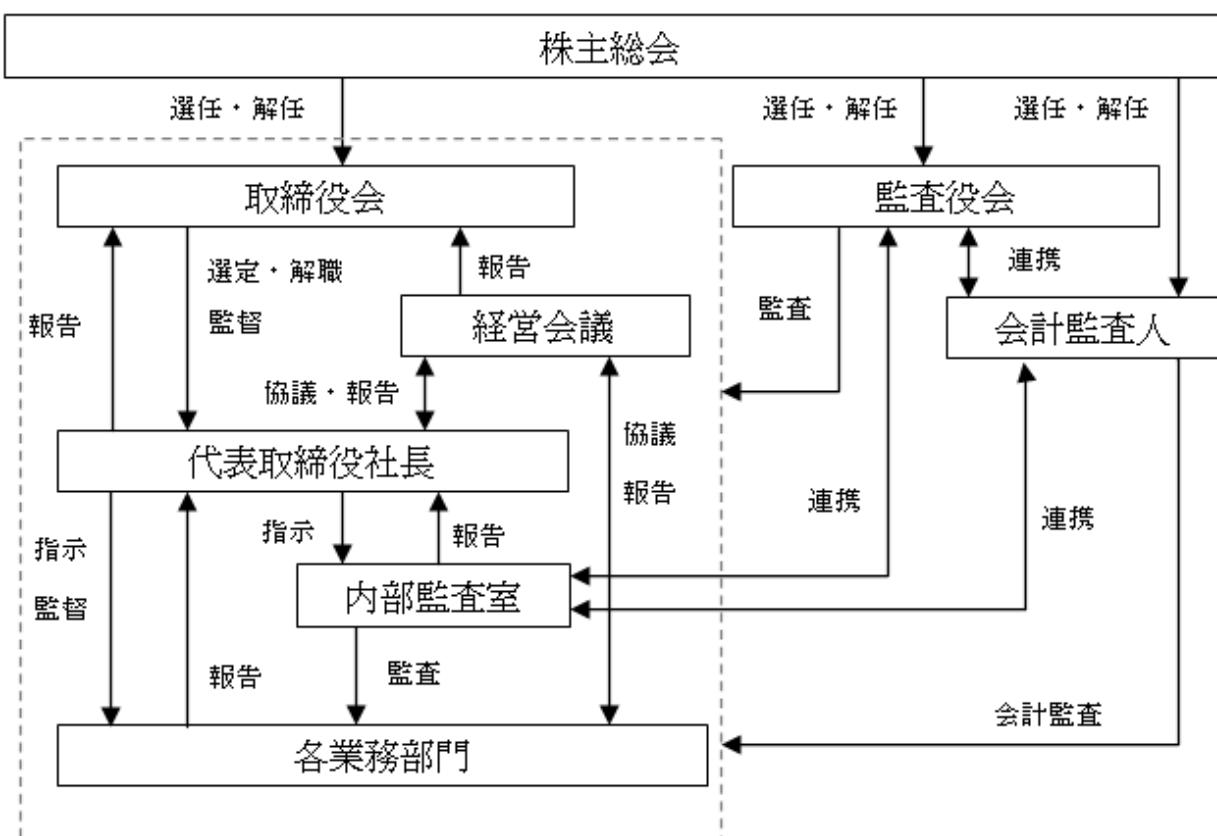
買収防衛策の導入の有無

なし

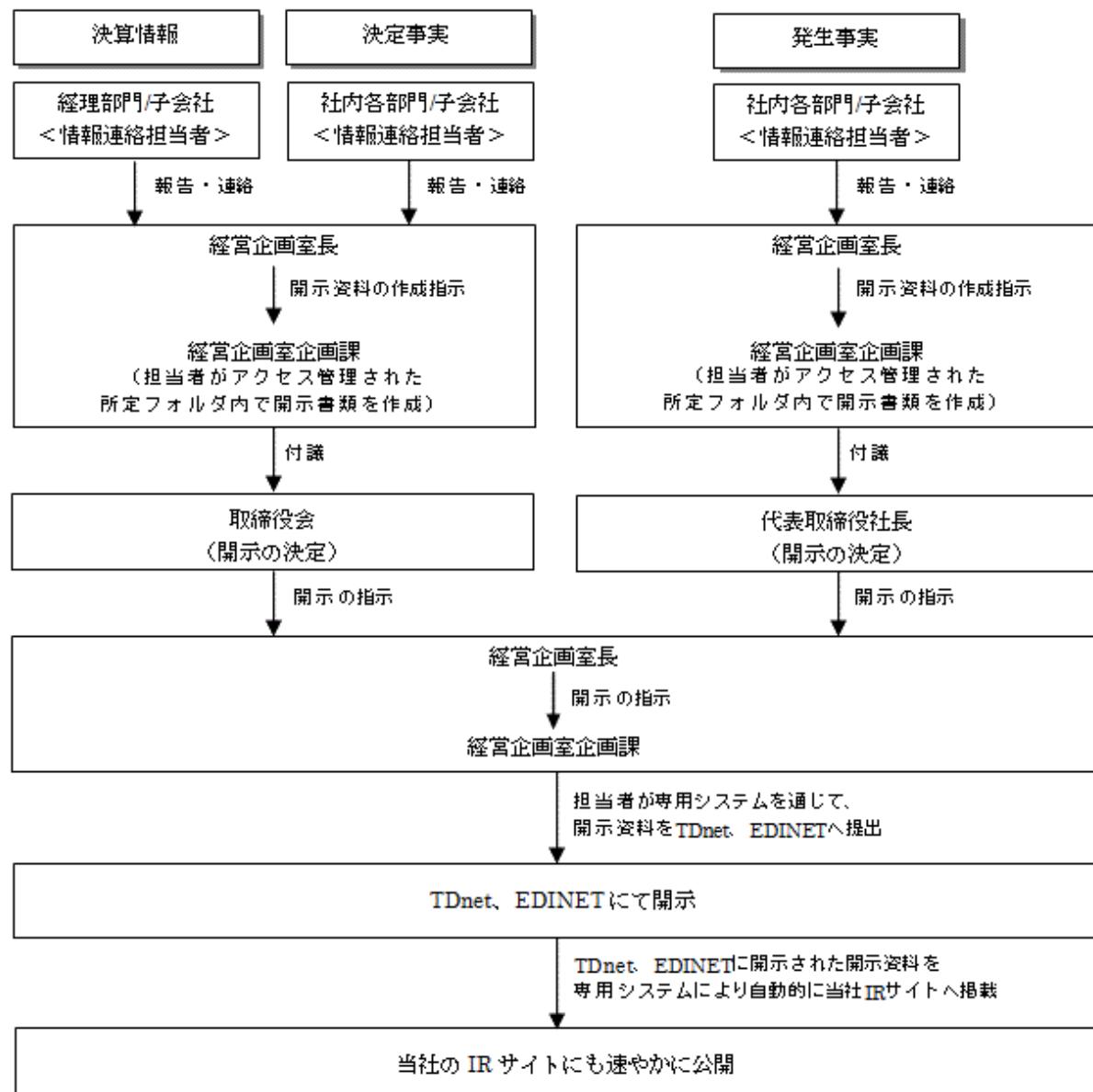
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【模式図（参考資料）】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上